

実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	政策医療を向上・均てん化させること
--------------	-------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	4	国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること
施策目標	4-1	政策医療を向上・均てん化させること
個別目標	1	政策医療を開発・確立すること
		(主な事務事業) ・ 研究所運営事業 ・ 治験推進事業 ・ 大型研究事業
個別目標	2	政策医療の均てん化を図ること
		(主な事務事業) ・ 各種研修事業 ・ 政策医療に関する情報発信事業（一般向け・医療者向け）
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1. 目的等 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）については、医療政策における国立高度専門医療センター（ナショナルセンター）の位置付けを踏まえ、各分野ごとに、施設の有する機能に応じて、診療・臨床研究・教育研修・情報発信を行うことで、効果的な政策医療の開発・確立を図る。		
2. 根拠法令等 厚生労働省設置法第1条第1項（平成11年法律第97号）		
主管部局・課室	医政局・国立病院課	
関係部局・課室		

2. 現状分析

<p>ナショナルセンターは、がん、脳卒中、心臓病など、その制圧が国民的課題になっている疾病について、高度先駆的な医療技術の開発・普及、病因・病態の解明、新たな診断・治療法の開発・研究、専門的従事者の研修及び情報発信を総合的・一体的に行なうための中核的機関として設置され、従来よりその研究への取り組みなどにより、政策医療の着実な推進に取り組んでいる。</p> <p>また、国のがん戦略の推進など、国の医療政策上のニーズに対応する観点から、ナショナルセンターとして特定の疾患に関する全国の中心的機関としての機能強化を一層推進するとともに、行政改革の動向を踏まえ、今後その機能の更なる充実・強化を行うこととしている。</p> <p>その際、現在、がん対策で進められているようなナショナルセンターと地方の中核拠点病院との連携を念頭に置いて、都道府県の医療計画等との連携を図りつつ、ナショナルセンターにおいては、各政策医療分野の研究、医療、人材育成、情報発信の牽引車としての役割や、高度先駆的医療の研究開発、高齢者の在宅医療システムの全国への普及等を行う役割を担うとともに、政策提言を行うことができる方向で、平成22年度の独立行政法人化に向けて、その果たすべき役割や機能等について検討を進める必要がある。</p>

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
1	発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に購読される専門的科学雑誌に掲載された科学論文)(単位:件数) (対前年度増/毎年度)	2,674	2,829	2,658	2,963	2,961
2	ホームページへの年間アクセス数 (単位:件数) (対前年度増/毎年度)	3,164,523	4,288,792	5,976,502	7,037,146	18,337,788
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1及び指標2については、医政局国立病院課調べ。						
施策目標の評価 高度先駆的な医療技術を開発・普及し、専門的従事者の研修等を通じ政策医療の向上・均てん化させるため、多数の論文数の発表、ホームページを通じた情報発信、研修会等を通じた地域の医療従事者の質の向上による人材育成といった取組を行っているところである。発表論文等を通じて、研究開発された成果を均てん化していくこと等により、高度先駆的な医療技術の普及が効率的かつ効果的に図られており、平成18年度においては、論文発表数は前年より減ったものの前々年以前と比べ増加傾向であり、ホームページへの年間アクセス数についても前年より大幅に増加するなど、施策目標をほぼ達成したものと評価できる。						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 政策医療を開発・確立すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	
1	発表論文数(掲載に専門家による審査が必要となる国際的に購読される専門的科学雑誌に掲載された科学論文)(単位:件数) (対前年度増/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	2,674	2,829	2,658	2,963	2,961
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1については、医政局国立病院課調べ。						
参考指標						
1	政策医療に係る研究機能(研究部の数)(単位:数) (対前年度増/毎年度)	80	96	96	97	97
2	治験受入件数(単位:件数) (対前年度増/毎年度)	425	403	428	472	464
(調査名・資料出所、備考) ・ 参考指標1については、研究所等に設置する研究を所掌とする部の数であり、医政局国立病院課調べ。 ・ 参考指標2については、医政局国立病院課調べ。						
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) 国立高度専門医療センターにおいては、高度な医療を開発・確立するため、研究開発の推進に取り組んでおり、研究成果を活かすための一環として、論文という形で発表していくことを通じて、研究成果の共有等を図っており、効率的に政策医療の向上、均てん化に寄与していると評価できる。 発表論文数については、平成18年度に前年度より減ってはいるが、依然3000件近い論文を発表していることや、政策医療に係る研究機能である研究部も年々着実に強						

化されていること、また、治験受入件数も平成18年度においては引き続き400件以上の治験を行っていることから、今後も、更なる増加が期待され、ひいては政策医療の確立が期待されることである。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	研究所運営事業
平成18年度 予算額	10,268百万円（補助割合：[国 10/10][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、 その他 （国立高度専門医療センター特別会計）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 （施設等機関）
概要：各ナショナルセンターに設置している研究所において、特定の疾患の調査及び研究を行う。	
事務事業名	治験推進事業
平成18年度 予算額	6,928百万円の一部（補助割合：[国 10/10][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、 その他 （国立高度専門医療センター特別会計）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 （施設等機関）
概要：各ナショナルセンターにおける高度な医療環境を活用し、民間企業等から治験の受託を推進する。	
事務事業名	大型研究事業
平成18年度 予算額	4,144百万円（補助割合：[国 10/10][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、 その他 （国立高度専門医療センター特別会計）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 （施設等機関）
概要：がん、循環器病、精神・神経疾患、国際医療協力、成育医療、長寿医療の各分野において研究事業を行う。	

個別目標2 政策医療の均てん化を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標						
(達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	ホームページへの年間アクセス数 (単位：件数) (対前年度増/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。	3,164,523	4,288,792	5,976,502	7,037,146	18,337,788
(調査名・資料出所、備考)						
・ 指標1については、医政局国立病院課調べ。						
参考指標						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	研修会受入人数 (対前年度増/毎年度)	1,244	1,355	2,377	4,922	8,201
(調査名・資料出所、備考)						
・ 参考指標1については、医政局国立病院課調べ。						
個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
ナショナルセンターにおいては、開発・確立された高度な医療を均てん化するため、地方の中核的な医療機関との連携を図るとともに、医療従事者等に対する研修や国民、医療従事者向け情報発信をホームページの活用により行うことで、効果的に政策医療の向上、均てん化に寄与していると評価できる。						
ホームページアクセス数については、平成18年10月国立がんセンターに設置された、がん対策情報センターが発信する「がん情報サービス」へのアクセス件数増などにより、平成18年度においては平成17年度と比べ大幅に増加しており、評価できる。また、研修会受入人数についても、主に各センターの研修会の回数増加等により大幅に人数増						

加しており、評価できる。今後も引き続き積極的な研修の実施を行うことによって、政策医療の均てん化等、着実な推進を図っていくこととしている。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	各種研修事業
平成年度 予算額	5,236百万円（補助割合：〔国 10/10〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、 その他 （国立高度専門医療センター特別会計）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 （施設等機関）
概要：レジデント研修、受託研修や地域の医療従事者を対象とした研修などを通じて人材育成し、医療の均てん化等を進めていく。	
事務事業名	政策医療に関する情報発信事業（一般向け・医療者向け）
平成年度 予算額	833百万円（補助割合：〔国 10/10〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、 その他 （国立高度専門医療センター特別会計）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 （施設等機関）
概要：各国立高度専門医療センターが各分野において全国の中核医療機関や国立病院機構をはじめとする医療機関等へ情報発信を行う。	

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類
<p>1 施策目標を達成した</p> <p>② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける</p> <p>3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する</p> <p>i 組織体制の見直しの検討</p> <p>ii 予算の見直しの検討</p> <p>iii 事務事業の新設の検討</p> <p>iv その他（ ）</p> <p>4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する</p>

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
②各種政府決定との関係及び遵守状況
「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年6月30日閣議決定）
① 国立高度専門医療センターについて、今後ともナショナルセンターとしての機能を的確に果たせるよう、必要な制度的・財政的な措置を講じた上で自律的かつ効率的な事業運営を行うことにより、その機能の充実発展を図りつつ、非公務員型独立行政法人とする。これにより、国立高度専門医療センター関係5,629人について、5,600人程度を純減する。
② 以上のほか、次の見直しを行う。
－法人化後を含め、業務の効率化や債務返済計画等について検討し、必要な措置を講ずる。
－法人形態の検討に当たっては共通業務の合理化・効率化に留意するとともに、法人化後は、法人形態の如何を問わず中期目標の下で業務運営の効率化を図る。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
④会計検査院による指摘

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし